

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成30年度（判）第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金21万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年8月13日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年6月11日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、名古屋証券取引所市場第二部に上場されていた株式会社桜家ホールディングス（平成30年4月1日株式会社ヒノキヤグループに商号変更。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年2月22日午前9時34分頃から同月23日午前9時12分頃までの間及び平成29年2月27日午後1時42分頃から同年3月8日午後0時51分頃までの間、合計10取引日において、愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号所在の株式会社名古屋証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己及び自己の親族であるD名義の証券口座を用いて、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計4900株を買い付ける一方、同株式合計5100株を売り付け、もって、自己及びDの計算において、上記株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における相場を変動させるべき一連の売買を行ったものである。

(別表)

## 違反行為状況

桧家ホールディングス（名2：1413）

（単位：株）

取引年月日	証券会社	名義人	売買株数	
			売付	買付
平成29年2月22日	B証券	A	500	400
	C証券	A	200	200
		D	200	200
平成29年2月23日	B証券	A	100	100
	C証券	A		
		D		100
平成29年2月27日	B証券	A	200	
	C証券	A		
		D		200
平成29年2月28日	B証券	A	200	200
	C証券	A		
		D		200
平成29年3月1日	B証券	A	200	200
	C証券	A		
		D		200
平成29年3月2日	B証券	A	600	600
	C証券	A		
		D	900	400
平成29年3月3日	B証券	A	200	200
	C証券	A	100	200
		D	200	
平成29年3月6日	B証券	A	400	400
	C証券	A	200	300
		D		100
平成29年3月7日	B証券	A	200	200
	C証券	A	200	
		D	400	300
平成29年3月8日	B証券	A	100	100
	C証券	A		100
		D		
合計			5,100	4,900

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第6項第2号、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第2項第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

なお、法第174条の2第6項第2号の規定により、当該違反者の親族の計算における売付け等又は買付け等は、当該違反者の自己の計算においてしたものとみなす。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 平成29年2月22日から同月23日までの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、1,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,955円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量200株を加えた1,200株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (1,955円 \times 200株 + 1,960円 \times 100株 + 1,964円 \times 200株 + 2,010円 \times 200株 + \\ & 2,014円 \times 100株 + 2,018円 \times 200株) \\ - & (1,948円 \times 100株 + 1,951円 \times 100株 + 1,955円 \times 400株 + 2,001円 \times 100株 + \\ & 2,002円 \times 100株 + 2,010円 \times 200株) \\ = & 12,600円 \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(1,200株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(1,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(2,397円)に当該超える数量200株(1,200株-1,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (2,397円 \times 200株) \\ - & (2,004円 \times 100株 + 2,014円 \times 100株) \\ = & 77,600円 \end{aligned}$$

の合計額90,200円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を

切捨て、90,000円となる。

## 2. 平成29年2月27日から同年3月8日までの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量3,900株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(1,945円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量400株を加えた4,300株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(4,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,912円×100株+1,930円×100株+1,936円×100株+1,942円×100株+1,945円×100株+1,948円×100株+1,966円×100株+1,969円×100株+1,979円×100株+1,987円×100株+1,989円×100株+1,995円×300株+1,997円×100株+1,999円×700株+2,000円×100株+2,029円×200株+2,079円×100株+2,086円×100株+2,088円×200株+2,089円×200株+2,094円×100株+2,096円×100株+2,097円×100株+2,099円×200株+2,100円×100株+2,118円×100株+2,141円×100株+2,158円×100株+2,183円×100株)

－ (1,911円×100株+1,912円×100株+1,930円×100株+1,931円×100株+1,935円×100株+1,936円×100株+1,942円×100株+1,945円×600株+1,948円×100株+1,981円×200株+1,989円×100株+1,991円×300株+1,995円×100株+1,997円×100株+1,999円×200株+2,025円×100株+2,027円×100株+2,071円×200株+2,073円×100株+2,076円×100株+2,079円×100株+2,081円×100株+2,082円×100株+2,086円×100株+2,089円×200株+2,094円×100株+2,096円×100株+2,118円×100株+2,124円×100株+2,143円×100株)

= 78,700円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(4,300株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(4,100株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまで

の間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(2,397円)に当該超える数量200株(4,300株-4,100株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(2,397円×200株)

- (2,164円×100株+2,183円×100株)

= 44,700円

の合計額123,400円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、120,000円となる。

3. 上記1.ないし2.により算定した額の合計

90,000円+120,000円=210,000円となる。